

議案第62号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例

大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、又は」を「又は」に改める。

第5条第1項中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「外国人住民」の次に「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を削り、「カタカナ」を「片仮名」に改め、同号を同項第7号とする。

第6条第1項第5号中「ふち」を「縁」に改め、同項第7号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「カタカナ」を「片仮名」に改める。

第8条第1項中「が著しく汚染又はき損」を「を著しく汚損、毀損等を」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第9条第4号中「基づき」を「より」に改める。

第12条第1項第3号中「カタカナ」を「片仮名」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

第13条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「第8号」を「第7号」に、「この写し」を「当該写し」に改め、同条第4項中「申し出」を「申出」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。